

豊中市シェアサイクル事業プロポーザル募集要項

1. 目的

豊中市においては、令和元年11月から3年間のシェアサイクル実証実験を実施した。この中で、既存の公共交通の補完、地域活性化、都市間連携等の効果が確認され、大きな問題もなかったことから事業の本格化に移行する。また、このことは、令和3年1月に策定した「豊中市自転車活用推進計画」にも記載されている。

このため、シェアサイクル事業を運営する事業者を公募し、選定するため、プロポーザルを実施する。

2. プロポーザル要領

提案者を公募し、企画提案書の提出を受け、プレゼンテーションを実施した上で、審査委員会で審査を行い、当該事業の履行に最も適した候補者を選定する。審査に当たっては、実績、運営能力及び事業計画内容等を勘案し、総合的な見地から判断する。

その後、候補者と協議の上、事業内容を精査し、協定書を締結し、事業を実施する。

3. 事業概要

- ① 事業名 : 豊中市シェアサイクル事業
- ② 事業内容 : 別添「豊中市シェアサイクル事業仕様書」のとおり
- ③ 実施期間 : 令和4年(2022年)11月1日から令和9年(2027年)10月31日まで

4. 参加資格

プロポーザルの参加は、下記すべての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- ② 豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく停止措置を受けていないこと
- ③ 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと
- ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること
- ⑤ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること
- ⑥ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす
- ⑦ 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

5. 選定方法

- ① 審査は、本市職員で構成される審査委員会において行う。
- ② プロポーザル参加者は、本要項等に基づき、事業提案書等を提出し、プレゼンテーションを行う。
- ③ 提出資料及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、審査基準に基づき審査する。第一優先交渉権者は、各審査員の合計得点の最も高い参加者とする。
- ④ 第一優先交渉権者と事業内容等を協議し協定を締結する。これと締結に至らなかった場合

は、次点の参加者を交渉権者とする可とする。

6. 参加手続き

(1) 募集要項の公表

日時：令和4年8月16日（火）から

場所：豊中市ホームページ

(2) 参加申込み

日時：令和4年8月29日（月）午後5時まで

方法：「プロポーザル参加表明書（様式1）」を豊中市都市基盤部交通政策課に持参（閉庁日を除く）、郵送又は電子メールにより提出。郵送および電子メールの場合、事務局に書類到達について確認する。

(3) 質問の受付・回答

受付日時：令和4年8月29日（月）午後5時まで

受付方法：「質問書（様式2）」を豊中市都市基盤部交通政策課に持参（閉庁日を除く）、郵送又は電子メールにより提出

回答日時：令和4年9月2日（金）午後5時まで

回答方法：提出されたすべての質問及び回答は、市ホームページに掲載

(4) 提案書の提出

日時：令和4年9月12日（月）午後5時まで

方法：別添「豊中市シェアサイクル事業プロポーザル提案書類」に基づき、豊中市都市基盤部交通政策課に持参（閉庁日を除く）又は郵送により提出。郵送の場合、事務局に書類到達について確認する。

部数等：正本1部のみ提案者の代表印を押印。副本6部は複写可

(5) 参加の辞退

参加表明後、応募を取り下げの場合は、「辞退届（様式3）」を提出する。

7. プレゼンテーション

日時：令和4年9月15日（木）

時間及び場所は9月1日（木）までに参加者に通知

注意事項：

- ① 提出書類に基づきプレゼンテーションを行うこととする。
- ② プレゼンテーション時間は、30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）とする。
- ③ 提案者は、必要に応じプロジェクター、スクリーン及びパソコン等用意する。なお、これらの準備も上記時間内で行う。
- ④ プレゼンテーションは、本事業を携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。

8. 審査結果通知

日時：令和4年9月16日（金）以降

方法：ホームページで公表すると共に全ての提案者に対し郵送にて通知。

9. 協定の締結

- ① 交渉権者は、提案書の内容に基づき、本市と協議の上、事業内容を確定し、「豊中市シェアサイクル事業に関する協定書」を締結する。
- ② 事業内容については、協議の結果、提案書から変更が生じることがある。

10. スケジュール

① 募集要項等の公表	令和4年8月16日（火）
② 参加申込み	令和4年8月29日（月）午後5時まで
③ 質問の受付	令和4年8月29日（月）午後5時まで
④ 質問への回答	令和4年9月2日（金）午後5時まで
⑤ 提案書の提出	令和4年9月12日（月）午後5時まで
⑥ 審査	令和4年9月15日（木）午後2時から
⑦ 通知	令和4年9月16日（金）以降
⑧ 事業内容の精査、協議	令和4年9～10月
⑨ 協定の締結	令和4年10月
⑩ 本格化開始	令和4年11月1日（火）

※上記日程に変更が生じた場合、応募者に通知する。

11. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とし、市から書面で通知する。

- ① 「4. 参加資格」で規定する項目に抵触する場合
- ② 提出書類に評価に関わる虚偽の記載を行った場合
- ③ 期限までに必要な書類提出がない場合
- ④ プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ⑤ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑥ 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- ⑦ 前各号に定めるものの他、信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

12. 留意事項

- ① 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とする。
- ② 提案書類は、返却しない。
- ③ 応募者の申出による提出期限以降の提案書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- ④ 審査の内容等についての質問は受け付けない。

13. 担当部署

豊中市都市基盤部交通政策課交通企画係（豊中市役所第二庁舎4階）

〒 561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

T E L 06-6858-2346

F A X 06-6854-0492

E-mail koutsuukikaku@city.toyonaka.osaka.jp